

福祉生活病院常任委員会資料

(令和元年10月7日)

〔件 名〕

- 1 令和元年度版鳥取県環境白書の公表について
(環境立県推進課)・・・1
- 2 倉吉市関金町の星空保全地域指定について
(環境立県推進課)・・・5
- 3 「とっとりプラごみゼロ」チャレンジ推進フォーラムの開催について
(循環型社会推進課)・・・8
- 4 公益財団法人鳥取県環境管理事業センターの情報開示に係る今後の対応について
(循環型社会推進課)・・・別冊
- 5 「鳥取県地域安全フォーラム2019」の開催について
(くらしの安心推進課)・・・9
- 6 「鳥取県被害者支援フォーラム」の開催について
(くらしの安心推進課)・・・10
- 7 「第51回鳥取県交通安全県民大会」の開催について
(くらしの安心推進課)・・・11
- 8 第7期中海に係る湖沼水質保全計画(案)の策定に向けたパブリックコメントの
実施について
(水環境保全課)・・・12
- 9 一定額以上の工事又は製造の請負契約の報告について
(水環境保全課)・・・14

生活環境部



令和元年度版鳥取県環境白書の公表について

令和元年10月7日
環境立県推進課

鳥取県環境白書は、「鳥取県環境の保全及び創造に関する基本条例（平成8年鳥取県条例第19号）」第8条第1項の規定に基づき、環境の状況並びに環境の保全及び創造に関して講じた施策及び講じようとする施策を県民に明らかにするものである。

この度、「第2期とっとり環境イニシアティブプラン（H27～H30）」の最終年度となる平成30年度の実績及び令和元年度の取組について取りまとめ、令和元年度版鳥取県環境白書を県ホームページ上で公表したので、その内容について報告する。

1. 主な目標達成状況・成果及び令和元年度の主な取組

項目	概 要
I エネルギーシフトの率先的な取組	実績 <ul style="list-style-type: none"> ○再生可能エネルギーの導入 <ul style="list-style-type: none"> ・県内設置の再生可能エネルギーの設備容量が目標の92万kWを上回る100万kWとなり、一般住宅の使用電力量を自給できる水準に達した。 【一般家庭住宅等の電気使用量に対する再生可能エネルギーのカバー率】 83%（H26年度）⇒102.2%（H30年度）
	取組 <ul style="list-style-type: none"> ○地域エネルギー社会構築支援事業 <ul style="list-style-type: none"> ・エネルギーの地産地消による地域エネルギー社会の構築や安全安心なまちづくりの実現に資するため、家庭用蓄電池等の導入支援を拡充すると共に、新たに災害時の非常用電源等として電気自動車の活用に協力する県民・事業者の登録制度を創設する。 ○日本海沖メタンハイドレート調査促進事業 <ul style="list-style-type: none"> ・鳥取県沖のメタンハイドレートに関して県民の理解促進や機運醸成、調査研究や技術開発に係る人材育成、産学官連携による資源回収技術や環境影響評価手法の検討に取り組む。
II NPO や地域・企業などと連携・協働した環境実践の展開	実績 <ul style="list-style-type: none"> ○企業・家庭における環境配慮活動の推進 <ul style="list-style-type: none"> ・県民の環境への関心を高めるためのメディアを活用した普及啓発や活動支援等を関係機関が連携して行い、温室効果ガスの削減や循環型社会の構築を推進した。 ○県内全体のエネルギー使用量の削減 <ul style="list-style-type: none"> ・夏季の猛暑や冬季の低温の影響による電気・ガス使用量の増、生産活動に伴う石油使用量の増などにより、家庭・企業・運輸の全ての部門で目標達成に至らなかった。（H28～29年度にかけて使用量が増加したが、H30年度はH29年度と比較して約2%削減） 【県内全体のエネルギー使用量】6355万GJ（H27年度）⇒6644万GJ（H30年度） ○水素エネルギー推進事業・電気自動車普及事業 <ul style="list-style-type: none"> ・電気自動車普及台数は目標達成には至らなかったものの、水素エネルギー推進拠点としてH29年1月に整備した「鳥取すいそ学びうむ」の活用や次世代自動車の台数の緩やかな上昇等により、確実に普及が進んでいる。 【EV・PHV普及台数】637台（H26年度）⇒1154台（H30年度）
	取組 <ul style="list-style-type: none"> ○環境教育・実践推進事業 <ul style="list-style-type: none"> ・省エネルギー及び熱中症対策を推進するため、商業施設と連携したクールシェアの取組を強化する等、民間団体、事業者、市町村等と連携して地球温暖化防止活動や環境教育等に取り組む。 ○鳥取県の美しい星空が見える環境の保全と活用事業 <ul style="list-style-type: none"> ・悪天候時に活用できる移動プラネタリウムの導入や星空の普及啓発等を行う若者のネットワーク構築、県民参加による星空観察の実施等により、星空の更なる保全・活用を推進する。 ○とっとり健康・省エネ住宅普及促進事業 <ul style="list-style-type: none"> ・国の省エネ基準を上回る県独自の健康・省エネ基準を策定し、県民が省エネ住宅を選択しやすい環境を整備すると共に、県内工務店による高性能省エネ住宅の普及を図る。 ○水素エネルギー推進事業 <ul style="list-style-type: none"> ・「鳥取県水素エネルギー推進ビジョン」に基づき、水素エネルギーの実証・学習施設「鳥取すいそ学びうむ」の活用や官民連携の研究会の開催、県民向け啓発イベントの実施等により、脱炭素社会に向けた水素の利活用を推進する。

<p>Ⅲ 環境負荷低減の取組みが経済活動として成立する社会経済システムの実現</p>	<p>実績</p> <ul style="list-style-type: none"> ○一般廃棄物の減量・リサイクルの推進 <ul style="list-style-type: none"> ・一般廃棄物の排出量は横ばいではあるが、リサイクル率が年々増加し、全国的にもトップレベルの水準となった。(H29年度:全国1位) 【一般廃棄物のリサイクル率】26%(H26年度)⇒31.2%(H29年度)※全国平均20.2% ○産業廃棄物の減量・リサイクルの推進 <ul style="list-style-type: none"> ・H28年10月に発生した中部地震の影響等により、最終処分量は増加傾向であるが、優良産廃事業者の増加や、排出量の減少、高いリサイクル率(H29年度実績:75.8%)を維持できたことにより概ね良好な成果をあげた。 【産業廃棄物の排出量】595千トン(H27年度)⇒547千トン(H29年度) 【産業廃棄物のリサイクル率】76.1%(H26年度)⇒75.8%(H29年度) 【産業廃棄物の最終処分量】21千トン(H26年度)⇒25千トン(H29年度) 【優良産業廃棄物処理業者認定業者数】56件(H26年度)⇒83件(H30年度)
<p>Ⅳ 自然がもたらす恩恵を持続的に享受できる健全な自然生態系の確保</p>	<p>取組</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ごみゼロ社会実現化県民プロジェクト事業、「とっとりプラごみゼロ」チャレンジ事業 <ul style="list-style-type: none"> ・ごみゼロ社会の実現に向けて、4Rの取組の継続とともに、特に食品ロスの削減に重点化した取組を推進し県民を挙げたごみゼロ意識の醸成を図る。また、使い捨てプラスチックごみが及ぼす環境問題が国際的な課題となっていることを踏まえ、行政・企業・県民が一体となって、プラごみ排出ゼロに向けた取組を行う。 ○廃棄物不法投棄対策強化事業 <ul style="list-style-type: none"> ・関係機関と連携した監視・指導体制の整備や普及啓発活動等により、廃棄物等の不法投棄の解決及び未然防止を推進する。 <p>実績</p> <ul style="list-style-type: none"> ○豊かな自然環境を活用したふれあいの場の確保 <ul style="list-style-type: none"> ・国立公園満喫プロジェクトへの大山隠岐国立公園の選定による利用環境の向上、山陰海岸ジオパークでのマリンアクティビティの受け入れ体制整備、自然歩道等を活用したジオパークトレイルコースの整備、海と大地の自然館の3D映像の制作やデジタル地球儀の設置等の展示物の充実、併せて自然観察会や野外体験活動を実施することで利用者数が増加した。 【自然体験プログラム利用者数:8725人(H26年度)⇒25000人(H30年度)】 ○県内三大湖沼の水質浄化 <ul style="list-style-type: none"> ・中海・湖山池は、水質保全計画に定める化学的酸素要求量(COD)の水質目標値を達成した。全窒素と全りんは未達成だが、各種調査、浄化対策等の推進により水質は概ね改善傾向である。東郷池はいずれの目標値も達成できておらず、水質は概ね横ばい傾向である。 <p>取組</p> <ul style="list-style-type: none"> ○国立公園満喫プロジェクト等の推進 <ul style="list-style-type: none"> ・国の「国立公園満喫プロジェクト」のモデル地域に選定された大山隠岐国立公園において、外国人観光客や交流人口の増加に着実に繋げて行くため、ステップアッププログラム2020に基づき、重点取組地区の施設改修等、観光客の受入環境の充実を図ると共に、全県への水平展開を進める。 ○みどりの愛護推進事業 <ul style="list-style-type: none"> ・令和元年の第30回全国「みどりの愛護」のつどいの開催を契機として、鳥取の豊かな環境や自然を活かした地域主体の緑のまちづくりを推進する。 ○湖山池・東郷池及び三湖沼共通水質浄化対策推進事業 <ul style="list-style-type: none"> ・県内湖沼の豊かな自然や恵みを次世代に引き継ぐため、「水質浄化」「自然再生」「ワイズユース(賢明利用)」を目的とする各種施策を実施する。
<p>Ⅴ 安全で安心してくらせる生活環境の実現</p>	<p>実績</p> <ul style="list-style-type: none"> ○下水等の生活排水対策の推進 <ul style="list-style-type: none"> ・市町村による公共下水道の整備が進み目標を達成した。 【生活排水処理人口普及率:91.4%(H26年度)⇒94.1%(H30年度)】 ○三大河川(千代川、天神川、日野川)、海域および大気環境の適正管理 <ul style="list-style-type: none"> ・概ね環境基準を達成しており、清浄な環境が維持されている。 <p>取組</p> <ul style="list-style-type: none"> ○河川、海域の水質保全 <ul style="list-style-type: none"> ・県内の河川・海域(海水浴場を含む)等を常時監視し、水質の維持・保全及び異常時の原因究明を図るとともに、法律に基づき、事業場等の立入検査を実施する。 ○下水道事業促進 <ul style="list-style-type: none"> ・令和元年～8年度を期間とする「第三次鳥取県生活排水処理施設整備構想」に基づき、市町村と連携して処理施設の整備を推進する。
<p>Ⅵ 美しい景観の保全と鳥取らしさを活かした街なみづくりの推進</p>	<p>実績</p> <ul style="list-style-type: none"> ○地域における良好な景観形成に向けた住民意識の向上 <ul style="list-style-type: none"> ・景観まちづくり活動に取り組む団体等概ね目標値に近づいており、良好な景観を継続的に保全・活用した街なみづくりの必要性が認識され始めた。 <p>取組</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ととりの美しい街なみづくり事業 <ul style="list-style-type: none"> ・ととりの風土や暮らしに根ざした美しい街なみの景観保全を促進するため、市町村及び地域住民が行う街なみ環境整備事業において、所有者負担の軽減に係る上乗せ支援を行う。

第2期とっとり環境イニシアティブプラン目標指標の実績

主な目標指標			プラン当初 (平成26年度末)	実績 (平成29年度末)	実績 (平成30年度末)	プラン目標 (平成30年度末)
I エネルギーシフトの率先的な取組み						
県内設備容量	太陽光発電	発電事業者(10kW以上)	91,617 kW	190,230 kW	233,479 kW	151,000 kW
		業者・住宅(10kW未満)	39,937 kW	49,587 kW	53,330 kW	50,000 kW
	風力発電	59,100 kW	59,120 kW	58,520 kW	59,200 kW	
	バイオマス(熱利用・発電)	492,068 kW	537,505 kW	537,885 kW	541,500 kW	
	水力発電	117,470 kW	118,387 kW	118,571 kW	118,300 kW	
	その他(地中熱・温泉熱)	0 kW	20 kW	20 kW		
合計			800,470 kW	955,049 kW	1,001,805 kW	920,000 kW
電力自給率			31%	36.5%	36.8%	35%
一般住宅等の電気使用量に対する再エネのカバー率			83%	100.4%	102.2%	97%
メタンハイドレート高度技術者の育成			-	3人	5人	10人
II NPOや地域・企業などと連携・協働した環境実践の展開						
TEASの認定数(総数)			1,300件	1,319件	1,320件	1,350件
(I種・II種の企業等)			51件	49件	48件	50件
(III種の企業等)			359件	353件	353件	385件
(II種の高等学校)			24件	24件	24件	25件
(III種の小中学校)			35件	36件	38件	40件
(III種の家庭(わが家のエコ録 登録者含む))			831件	857件	857件	840件
こどもエコクラブ登録者数			8,850人	8,449人	7,409人	10,000人
県内全体のエネルギー使用量 (H26からの削減率)			6,371万GJ	6,772万GJ	6,644万GJ	6,032万GJ (H26年度から5.3%削減)
・家庭部門のエネルギー使用量 (H26からの削減率)			1,332万GJ	1,397万GJ	1,347万GJ	1,303万GJ (H26年度から2.2%削減)
・企業部門のエネルギー使用量 (H26からの削減率)			3,325万GJ	3,587万GJ	3,470万GJ	3,188万GJ (H26年度から4.7%削減)
・運輸部門のエネルギー使用量 (H26からの削減率)			1,714万GJ	1,788万GJ	1,827万GJ	1,561万GJ (H26年度から8.9%削減)
EV・PHV普及台数			637台	1,011台	1,154台	3,300台注2
EV充電器設置基数			152基	205基	215基	527基注2
水素ステーション整備基数			-	1基	1基	3基注2
III 環境負荷低減の取組みが経済活動として成立する社会経済システムの実現						
一般廃棄物の排出量(総数)			210千トン(H25年度)	214千トン(H28年度)	213千トン(H29年度)	193千トン
【参考】一人一日あたりの排出量			(980g/人・日)(H25年度)	(1,016g/人・日)(H28年度)	(1,023g/人・日)(H29年度)	(945g/人・日)
一般廃棄物のリサイクル率			26.1%(H25年度)	30.6%(H28年度)	31.2%(H29年度)	31%
一般廃棄物の最終処分量			18千トン(H25年度)	16千トン(H28年度)	14千トン(H29年度)	10千トン
産業廃棄物の排出量			581千トン(H25年度)	555千トン(H28年度)	547千トン(H29年度)	581千トン
産業廃棄物のリサイクル率			76.2%(H25年度)	75.7%(H28年度)	75.8%(H29年度)	77%
産業廃棄物の最終処分量			21千トン(H25年度)	26千トン(H28年度)	25千トン(H29年度)	20千トン
管理型産業廃棄物最終処分場の建設着手件数			0件	0件	0件	1件
優良産業廃棄物処理業者認定業者数			48件	74件	83件	68件
リサイクル事業の新規事業化企業数			0社 (1期実績+34社)	+34社	+44社	+40社 (H26年度末比)
リサイクル産業における雇用の創出			0人 (1期実績+94人)	+78人	+84人	+20人 (H26年度末比)
グリーン商品の新規認定数			0件 (1期実績+358件)	+23件	+38件	+80件 (H26年度末比)
廃棄物由来のエネルギー・熱回収取組み事業者数			5件	6件	6件	10件

主な目標指標	プラン当初 (平成26年度末)	実績 (平成29年度末)	実績 (平成30年度末)	プラン目標 (平成30年度末)
IV 自然がもたらす恩恵を持続的に享受できる健全な自然生態系の確保				
自然保護ボランティア登録者数	146人	138人	144人	180人
県立拠点施設における自然体験プログラム利用者数	8,725人	24,885人	25,000人(見込み)	17,000人注4
里山整備活動・森林体験企画数	20件	19件	14件	33件注4
若手狩猟免許保有者数	155人	338人	330人	300人注4
中海の水質(COD)	5.0 mg/L	4.9 mg/L	4.4 mg/L	5.1 mg/L注3
湖山池の水質(COD)	7.0 mg/L	5.1 mg/L	4.7 mg/L	5.5 mg/L(H33末)注3
東郷池の水質(COD)	6.0 mg/L	5.1 mg/L	5.5 mg/L	4.5 mg/L(H37末)注3
有機農産物・特別栽培農産物の認定面積	1,358ヘクタール	1,475ヘクタール	1,391ヘクタール	1,500ヘクタール注4
とっとり共生の森参加企業数	17社	18社	19社	23社注4
間伐面積(年間)	3,050ヘクタール	2,895ヘクタール	3,000ヘクタール	4,200ヘクタール
V 安全で安心してくらせる生活環境の実現				
生活排水処理人口普及率	91.4%	93.6%	94.1%	93.2%
河川・海域の水質の環境基準達成率 (河川:BOD、海域:COD)	93.3%	94.0%(H28年度)	96.7%(H29年度)	100%
ベンゼン等の有害大気汚染物質の環境基準達成率	100%	100%	100%	100%
大気中のダイオキシン類濃度	0.014 pg-TEQ/Nm3	0.0095 pg-TEQ/Nm3	0.0091 pg-TEQ/Nm3	0.012 pg-TEQ/Nm3
VI 美しい景観の保全ととっとりらしさを活かした街なみづくりの推進				
景観まちづくり活動に取り組む団体数	70団体	70団体	72団体	74団体
景観行政団体(市町村)数	5団体	5団体	6団体	6団体
地域資源を活用したまちづくり実施地区数	71地区	70地区	72地区	73地区

注1：一般廃棄物、産業廃棄物の排出量、リサイクル率、最終処分量の実績については前年度末の数値

注2：令和2年度末の数値

注3：第6期中海に係る湖沼水質保全計画(平成27年3月)、第3期湖山池水質管理計画(平成25年5月)、第2期東郷池水質管理計画(平成29年3月)で設定

注4：「鳥取県元気づくり総合戦略」の目標年度(令和元年度)の数値を掲載

倉吉市関金町の星空保全地域指定について

令和元年10月7日
環境立県推進課

倉吉市関金町の全域を星空保全地域に指定すること等について、10月2日開催の鳥取県景観審議会星空環境保全部会で妥当と判断されるなど、指定に向けた手続きを進めている。

1 倉吉市関金町の星空保全地域指定について

(1) これまでの経過

令和元年6月27日	関金地区自治公民館協議会において、関金町地域が星空保全地域指定に向かうことを了承。
" 7月16~29日	関金町地域を県に指定要請することにつき倉吉市でパブリックコメント募集。→意見なし。
" 8月1日	倉吉市から関金町地区の星空保全地域への指定について県に文書で要請。
" 8~9月	倉吉市関金町内の星空環境の状況及び星空を活用した取組状況等の調査、星空保全照明基準案の作成。
" 9月25日	県から倉吉市へ照明基準案の意見聴取(文書)。→同意を得る。
" 10月2日	県景観審議会星空環境保全部会において、星空保全地域の指定区域案、照明基準案について審議→妥当と判断された。 ※併せて部会より「今後、看板照明の設置・改修などが円滑に実施されるよう、発注者に加え受注業者に対しても照明基準の十分な周知を図ること」との付帯意見をいただいた。 →倉吉市とも連携し、業界等に対し周知徹底を図る。

(2) 星空保全地域に指定する妥当性

ア 星空等の状況

- ・関金町地域は大部分が山で囲まれ、外部の光の多くが遮蔽されている。また、市中心部の主な光源(倉吉駅周辺の各種商業施設、西倉吉工業団地等)からも一定の距離があり、光の影響は少ない。
- ・夜空の暗さを調査したところ、関金地域全域にわたり夜空が暗く美しい星空が見える環境であることが確認された。

イ 星空を活用した取組の状況

<これまでの取組>

- ・関西方面から体験型教育旅行で訪れた児童に対し望遠鏡を使った星空観察を実施。今後も継続していく。

<指定後の取組予定>

- ・関金町以外での既存の取組(倉吉博物館での天体観察、企業や民間主催の星空関連イベント等)を関金町でも展開する。→(例)倉吉博物館が関金町内で星空観察会や星空に関する講座を随時実施予定。
- ・地元のNPO法人が、旧倉吉線の廃線トンネルを活用したトンネル内プラネタリウム上映会や星空観察会を企画している。

2 星空保全照明基準について

(1) 環境省の光害対策ガイドラインで地域特性に応じて参酌し定める基準について、「村落・郊外型住宅地」を適用する。(佐治、日南、若桜と同じ)

- ①屋外照明器具…上方光束比は5パーセント以下とする。
- ②建築物等を照射する照明器具…照射される建築物等の表面の輝度は5カンデラ毎平方メートル以下とする。
- ③広告物照明器具…広告物の表面の輝度は400カンデラ毎平方メートル以下とする。

(2) 以下の照明器具の使用について規定する。

- ①ナイター照明器具…使用は午後10時まで(日南、若桜と同じ)
- ②バルーン投光器…夜間の工事・催物の期間に安全確保のため必要な範囲内で使用する場合に限り、屋外照明器具の規制対象から除外する(佐治、日南、若桜と同じ)。
- ③樹木等のライトアップ…使用は午後10時まで(日南、若桜は「1日以内の催物」は除く)

3 今後の予定

- 10月上旬~下旬: 星空保全地域の指定区域案と星空保全照明基準案の公告縦覧(2週間)
- 10月末頃: 倉吉市関金町の全域を星空保全地域に指定(告示)

倉吉市関金町星空保全地域星空保全照明基準案

(注) 太枠：・施行規則で「環境省のガイドラインを参酌して数値等を定める」と規定し個別に定める事項。
 ・条例で「当該星空保全地域における星空環境保全のために特に配慮を要する事項」と規定し個別に定める事項。
 ※太枠以外は施行規則で規定しているもの。

照明器具の種類	項目	基準
屋外照明器具	設置の位置	照明の目的を達成するのに必要な最小限の箇所に設置して使用すること。
	照射の方向	ナイター照明器具以外 <ol style="list-style-type: none"> 1 垂直に設置した場合の上方光束比が5パーセント以下となる照明器具を、当該数値以下となる向きに設置して使用すること。 2 1以外の照明器具を設置し、使用する場合は、その縁が光源の下端よりも低い位置となるよう照明器具の上部に傘その他の遮へい物を設置し、上方に光が漏れないようにすること。ただし、工事又は一時的な催物の夜間における安全の確保のために必要な範囲内で設置し、使用する照明器具については、この限りでない。
		ナイター照明器具 <p>光害防止対策の措置がされた投光器を用いるとともに、下向き照射を基本として設置の方法等を検討し、上方への漏れ光を抑制すること。</p>
	使用の時間	ナイター照明器具は、午後10時までの使用とする。
建築物等を照射する照明器具	設置の位置	必要最小限の箇所に設置して使用すること。
	照射の方向	<ol style="list-style-type: none"> 1 次の要件を満たすよう設置して使用すること。 <ul style="list-style-type: none"> ア 下向き照射とすること。 イ 建築物等のみを照射すること。 2 その縁が光源の下端よりも低い位置となるよう照明器具の上部に傘その他の遮へい物を設置し、上方に光が漏れないようにすること。
	輝度	照射される建築物等の表面の輝度は、5カンデラ毎平方メートル以下とする。
広告物照明器具	照射の方向	<ol style="list-style-type: none"> 1 広告物を外部から照射する場合においては、次の要件を満たすよう設置して使用すること。 <ul style="list-style-type: none"> ア 下向き照射とすること。 イ 広告物のみを照射すること。 ウ その縁が光源の下端よりも低い位置となるよう照明器具の上部に傘その他の遮へい物を設置し、上方に光が漏れないようにすること。 2 広告物本体が発光する場合又はその内部が発光する場合においては、その縁が広告物の中心よりも低い位置となるよう広告物の上部に傘その他の遮へい物を設置し、上方に光が漏れないようにすること。
	輝度	広告物の表面の輝度は、400カンデラ毎平方メートル以下とする。
一時的な催物の演出を目的として特定の対象物(建築物等を除く。)を照射する照明器具	照射の方向	上方への漏れ光を抑制するよう配慮すること。
	使用の時間	午後10時までの使用とする。
	輝度	照射する対象物の表面の輝度は、演出の目的を達成するために必要な最小限度のものとする。

備考

- 1 「屋外照明器具」とは、道路、駐車場、庭園その他の屋外の場所において必要な明るさを確保する目的で設置し、使用する照明器具（イルミネーションの用に供するものを除く。）をいう。
- 2 「建築物等」とは建築物、工作物その他の施設をいい、「建築物等を照射する照明器具」とは建築物等の外観を照射する目的で設置し、使用する照明器具をいう。
- 3 「広告物照明器具」とは、広告物の外観を照射する目的で設置し、使用する照明器具又は広告物本体若しくはその内部が発光する広告物をいう。
- 4 「ナイター照明器具」とは、屋外照明器具のうち、屋外運動施設、野外劇場その他の屋外における運動競技又は催物を目的とする施設の夜間利用（当該目的に係るものに限る。）を行うため設置し、使用する照明器具をいう。
- 5 上方光束比は、光源全体から出る光束のうち水平より上方に向かう光束の比率とする。
- 6 照射される建築物等の表面の輝度は、平均照度に面の反射率を乗じて得た数を円周率で除して得た数値とする。
- 7 広告物の表面の輝度は、次のいずれかによるものとする。
 - (1) 広告物の外観を照射するとき 平均照度に面の反射率を乗じて得た数を円周率で除して得た数値
 - (2) 広告物本体又はその内部が発光するとき 広告物の表面の輝度を測定して得た数値
- 8 平均照度及び輝度の測定方法は、日本産業規格C7612及びC7614による。
- 9 個人の住宅に係る照明器具については、この基準は適用しない。

「とっとりプラごみゼロ」チャレンジ推進フォーラムの開催について

令和元年10月7日
循環型社会推進課

プラスチックごみの排出抑制及びリサイクルの取組を県民運動として盛り上げていくため、下記のとおり「とっとりプラごみゼロ」チャレンジフォーラムを開催することとしたので、その概要を報告する。

1 開催日時

令和元年10月11日（金）午後2時～4時15分（開場：午後1時30分）

2 開催場所

とりぎん文化会館小ホール（鳥取市尚徳町）

3 趣旨

○プラごみ登録企業への登録証授与、とっとりプラごみゼロチャレンジ映像・写真コンテストの表彰式、とっとりプラごみゼロチャレンジ宣言を行うことにより、県民参加による取組の機運醸成を図る。

○また、基調講演、フォーラム、パネル展示を通じて、プラごみ問題に対する知識を深め、一人ひとりが取組を始めようとする意欲を喚起する。

4 フォーラムの内容

(1) 基調講演

演題：「ローソンで発生する廃棄物の現状と削減に向けての取り組み」

講師：三浦 弘之 氏

（株式会社ローソン事業サポート本部循環社会共生・地域連携推進部マネージャー）

(2) フォーラム

テーマ：「とっとりプラごみゼロ」実現のために

パネリスト：三浦 弘之 氏（職名は上記のとおり）

武知 実波 氏（SURFRIDER FOUNDATION JAPAN アンバサダー）

中谷 英明（かにクン）氏（鳥取県政ジオバイザリースタッフ、鳥取Blue代表）

コーディネーター：松村 治夫 氏（鳥取県環境審議会会長、元公立鳥取環境大学教授）

(3) プラごみ削減協力企業への登録証授与式 * 9月末現在の登録企業・団体数：11団体22事業所

(4) プラごみゼロチャレンジ映像・写真コンテスト表彰式

(5) 「とっとりプラごみゼロ」チャレンジ宣言

(6) パネル展示

会場のロビー・ホワイエに、プラごみのリサイクル、海洋プラスチック問題等に関するパネルを展示。

「鳥取県地域安全フォーラム2019」の開催について

令和元年10月7日
警 察 本 部
(生活安全部生活安全企画課)
くらしの安心推進課

10月11日(金)から20日(日)までの期間に実施される「令和元年全国地域安全運動」の一環として、鳥取県では、県民の自主防犯意識の高揚、安全安心なまちづくりの推進等を目的として「鳥取県地域安全フォーラム2019」を開催する。

1 開催日時・場所

令和元年10月16日(水)午後1時から午後3時35分までの間
ハワイアロハホール大ホール(東伯郡湯梨浜町はわい長瀬584番地)

2 主催・共催

主催 公益社団法人鳥取県防犯連合会
共催 鳥取県警察・鳥取県



昨年の開催状況

3 参加予定者

各地区防犯協議会関係者等約450人

4 開催内容

- 鳥取県警察音楽隊演奏
- 犯罪のないまちづくり宣言
- 主催者・共催者挨拶
- 表彰
防犯功労者及び防犯功労団体等の表彰
- ながせこども園園児による防犯ダンス、
防犯メッセージ
- 講演

お笑い芸人コンビ「世界事情」氏
お笑い芸人「箸休めサトシ」氏



による振り込め詐欺や子ども連れ去り防止などの防犯をテーマとした漫才、コント

5 その他

「防犯機能付電話機器」、「防犯性能の高い建物部品」の展示

「鳥取県被害者支援フォーラム」の開催について

令和元年10月7日
くらしの安心推進課
警察本部
(警務部広報県民課)

1 目的

犯罪被害者等が再び平穏な生活を営むことができるよう社会全体が支援し、安全で安心して暮らせる社会の実現を目指すため、犯罪被害者御遺族の講演等を通じて、社会全体による被害者支援の必要性について県民の理解を深める。

2 開催日時・場所

令和元年11月26日(火)午後1時30分から午後4時まで
米子市福祉保健総合センター「ふれあいの里」大会議室(米子市錦町一丁目139番地3)

3 主催・共催

主催 公益社団法人とっとり被害者支援センター
共催 鳥取県・鳥取県警察

4 参加者

広く県民に参加を呼び掛けるほか、関係機関職員、自治体職員、県警察職員に対しても参加を促す。

5 内容

(1) 記念式典

- 主催者等挨拶
- 表彰式～候補者を選定中

(2) 基調講演

演題 「明日を生きる」

講師 加藤 裕司 氏 (犯罪被害者の会「つなぐ会」会員)

【プロフィール】

平成23年9月、長女(当時27歳)を元同僚に殺害された殺人事件被害者遺族であり、平成25年2月5日以降、岡山地方裁判所において被害者参加制度を利用した裁判員裁判に臨まれた。同裁判では、被告人に、岡山地方裁判所における裁判員裁判では初の死刑判決が言い渡され、その後、平成29年7月に死刑が執行されている。

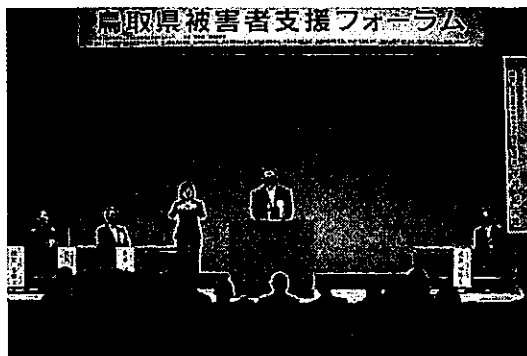
自身の体験を踏まえ、犯罪被害者の権利や裁判の在り方等について、社会に訴える活動に尽力されている。

(3) 警察音楽隊演奏

6 その他

大会議室入口において、犯罪被害者自助グループ「なごみの会」による「いのちのパネル展」を同時開催する。

昨年(平成30年11月27日)の開催状況(とりぎん文化会館小ホール)



【挨拶(佐野泰弘鳥取被害者支援センター理事長)】



【講演(平井紀夫全国被害者支援ネットワーク理事長)】

「第51回鳥取県交通安全県民大会」の開催について

令和元年10月7日
くらしの安心推進課

県内の交通安全功労者及び優良運転者の表彰を行うとともに、交通安全に関する講演等を行うことにより、県民の交通安全意識の更なる高揚を図りながら交通事故防止につなげていくことを目的として、次のとおり開催する。

今大会では、先進安全自動車を普及啓発する基調報告や交通安全・認知症予防に有効なトレーニング法についての基調講演等を実施する。

1 開催日時・場所

令和元年11月6日(水) 正午から午後4時まで
ハワイアロハホール大ホール(東伯郡湯梨浜町はわい長瀬584)

2 参加予定者

約500人(表彰受賞者・団体及び県民の皆様)

3 主催・共催

主催：鳥取県交通対策協議会(会長：鳥取県知事)
共催：鳥取県、鳥取県警察、一般財団法人鳥取県交通安全協会

4 開催内容

(1) 式典等(場所：大ホール)

- ・交通事故犠牲者に対する黙とう
- ・交通安全功労者表彰
- ・ながせこども園園児による交通安全メッセージ
- ・基調報告

講師 一般社団法人日本自動車連盟鳥取支部 事務所長 大目 弘之 氏

演題 「自動車事故の現状を踏まえた先進安全自動車の紹介」

- ・基調講演

講師 一般社団法人視覚認知教育協会代表理事 藤川 陽一 氏

演題 「認知症予防に活かす視覚認知トレーニング法」

- ・警察音楽隊演奏
- ・大会決議

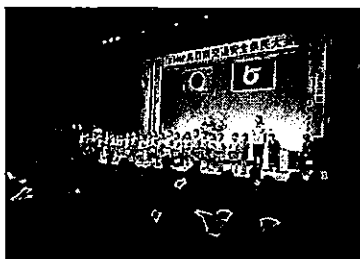
(2) 各種展示・体験(場所：ホワイエ、駐車場ほか)

- ・ペダル踏み間違い時加速抑制装置等搭載車の体験試乗
- ・シートベルト着用体験車によるシートベルトの効果体験
- ・交通安全教育車による安全運転適性診断
- ・交通安全パネル展示、交通安全ポスター展示
- ・自転車ヘルメット着用コーナー・自転車損害賠償保険の紹介
- ・自転車シミュレーターによる自転車ルールの学習
- ・パトカー、白バイ展示 等



藤川陽一氏

【昨年の開催状況(平成30年10月30日(火)とりぎん文化会館)】



【園児による交通安全メッセージ】



【講演(澤口 俊之氏)】

第7期中海に係る湖沼水質保全計画（案）の策定に向けたパブリックコメントの実施について

令和元年10月7日
水環境保全課

湖沼法第4条第1項の規定に基づき、5年ごとに作成することとなっている湖沼水質保全計画について、この度、第7期（令和元年度～令和5年度）の中海に係る計画（案）策定に係るパブリックコメントを実施する。今後、パブリックコメントでの意見を踏まえ、国、島根県、周辺市と調整を図りながら、計画を策定する。

【中海に係る湖沼水質保全計画について】

中海は、水質の保全に関する施策を総合的に講ずる必要がある湖沼として、平成元年2月3日に湖沼水質保全特別措置法（昭和59年法律第61号。以下「湖沼法」という。）第3条第1項に基づき、指定湖沼に指定された。湖沼水質保全計画は、各種水質保全施策を総合的、かつ計画的に推進するための基本計画として、湖沼法第4条第1項に基づき、5年ごとに策定することとなっている。鳥取・島根両県では、平成元年から第6期30年にわたって各種の水質保全対策を推進してきた。

1 意見募集の方法

- (1) 募集期間：令和元年10月29日（火）から令和元年11月28日（木）まで
- (2) 応募方法：郵便、ファクシミリ、電子メール又は県庁県民参画協働課、各総合事務所の意見箱 等

2 計画（案）の方向性

- (1) 各種施策の総合的推進
第7期計画では、地域実情に応じて生活排水対策や市街地・農業地域対策等の陸域からの負荷削減を進めていくとともに、湖内対策の検討等を進めながら、長期ビジョンの実現に向け、国、周辺市、事業者及び住民等と連携を図り、水質浄化対策を総合的に推進する。
- (2) モニタリングの充実と科学的知見に基づく対策の検討
中海の水質、底質、流動及び各種生物のモニタリング調査を継続的に実施し、汚濁メカニズムの解明や有効な対策の検討に取り組む。

3 法定事項（湖沼法第4条第3項）

項目	湖沼法及び湖沼水質保全基本方針に掲げられている内容等
計画期間	5年を目途に評価・検証を行う。
水質の保全に関する方針	<ul style="list-style-type: none"> ・水質環境基準の目標と対策 ・望ましい湖沼の水環境及び流域の将来像（長期ビジョン） ・流出水対策地区の指定
水質の保全に資する事業	<ul style="list-style-type: none"> ・下水道、農業集落排水施設、浄化槽等の整備促進 ・工場・事業場に係る排水対策 ・生活排水に係る対策 ・畜産業、魚類養殖に係る汚濁負荷対策 ・緑地の保全その他湖辺の自然環境の保護 ・湖沼内部の浄化対策 ・水循環回復等の対策
水質の保全のための規制その他の措置	<ul style="list-style-type: none"> ・調査研究の推進（汚濁原因の解明と対策の検討） ・親しみやすく快適と感じられる水環境を目指すための指標による評価

4 水質目標値の設定

水質目標値（令和5年度）については現在算定中であり、パブリックコメント実施にあたっては第6期計画の目標値を暫定的に示すこととする。

区分		現状 (平成30年度)	前計画期間変動幅 (平成26～30年度)	水質目標値 (令和5年度)	(参考) 第6期計画 の水質目標値
COD (mg/L)	75%値*	4.4	4.4～5.2	算定中	5.1
全窒素 (mg/L)	年平均値*	0.51	0.50～0.59		0.46
全りん (mg/L)	年平均値*	0.051	0.048～0.064		0.046

* CODの75%値、全窒素及び全りんの年平均値は、環境基準点(12地点)のうち、最も水質の悪い地点の数値である。

5 本県の重点施策

- 生活排水対策（下水道等の整備）の推進
 - ・米子市公共下水道では高度処理能力のさらなる向上のための継続した取組、境港市公共下水道では中海に面した地域（渡・外江地区等）への重点的な管渠延長により、中海への流入汚濁負荷を一層削減する。
 - ・米子市では公共下水道などの整備が、当分の間、見込まれない地域において、単独処理浄化槽やくみ取り槽等からの合併処理浄化槽への付け替えを支援し、生活排水対策の促進を図る。
- 浅水代掻き等の環境にやさしい農業の推進
- 米子湾の水質改善に向けた教育機関と連携した研究の推進

6 今後のスケジュール（予定）

- 令和元年10月 鳥取県環境審議会大気・水質部会（10/1開催済）
- ～11月 計画（素案）に対するパブリックコメント（10/29-11/28 予定）
- 12月 計画（案）の策定
- 12月以降 鳥取県環境審議会（大気・水質部会と全体会）
- 令和2年 2月 国との協議（河川管理者（国土交通省）及び環境省）
- 3月 計画の告示

(案)

～鳥取・島根両県では、引き続き中海の水質改善を図るため、第7期の水質保全計画を策定します～

第7期中海に係る湖沼水質保全計画(素案)について

ご意見をお寄せください

募集締め切り

令和元年 11 / 28

長期ビジョン(望ましい湖沼の将来像)(平成22年3月策定)

「みんなで守り、はぐくむ、豊かな中海」

豊かな生態系をはぐくみ、人々が親しみ・安らげる水環境を実現し、湖を訪れるすべての人が快適であると肌で感じられる環境を、地域のみなさんと共に目指していきます。

計画期間内に達成すべき水質目標値

計画期間内に達成すべき令和5年度の水質目標値は、第6期計画の水質目標値を維持・向上させる目標値を設定します。

区分		現状 (平成30年度)	前計画期間変動幅 (平成26～30年度)	水質目標値 (令和5年度)	(参考)第6期計画の 水質目標値
COD(mg/L)	75%値*	4.4	4.4～5.2	算定中	5.1
全窒素(mg/L)	年平均値*	0.51	0.50～0.59		0.46
全りん(mg/L)	年平均値*	0.051	0.048～0.064		0.046

* CODの75%値、全窒素及び全りんの年平均値は、環境基準点(12地点)のうち、最も水質の悪い地点の数値である。

主な水質保全対策

●生活排水対策(下水道等の整備)

- ・米子市公共下水道では高度処理能力のさらなる向上のための継続した取組、境港市公共下水道では中海に面した地域(渡・外江地区等)への重点的な管渠延長により、中海への流入汚濁負荷を一層削減します。
- ・米子市では公共下水道などの整備が、当分の間、見込まれない地域において、単独処理浄化槽やくみ取り槽等からの合併処理浄化槽への付け替えを支援し、生活排水対策の促進を図ります。

●湖沼の浄化対策(湖内対策)

- ・国は、浅場、藻場の造成及び沿岸域への覆砂を行い、湖岸域の環境改善を図ります。
- ・住民団体等が実施する中海の海藻回収等の事業に対して支援を行い、水質浄化の推進を図ります。

●流出水対策

- ・農業地域対策、市街地対策、自然地域対策、流入河川直接浄化対策を実施します。
- ・特に対策が必要なエリアとして指定されている米子湾流域の流出水対策地区での環境にやさしい農業の取組の拡大を図っていきます。

●調査研究の推進

- ・これまでに実施した流動や底質等の調査結果を引き続き分析・評価しながら、新たな科学的知見の集積を図りつつ、調査研究など幅広くより効果的な水質保全対策の検討を進めます。
- ・水質改善の必要性の高い米子湾において、引き続き陸域からの流入負荷の削減を強化しつつ、水質浄化技術の調査及び試験を行いながら、より効果的な対策を検討していきます。

●ラムサール条約湿地の環境保全とワイズユース(賢明な利用)の促進

- ・次世代を担う子どもたちを中心として、国内外に向けた情報発信や普及啓発を行い、湿地の懸命な利用や環境保全意識が受け継がれるよう取り組みます。



●環境学習及び保全活動の推進

- ・各種団体で行われている環境教育活動を支援するとともに、米子水鳥公園等中海流域の湖辺にある親水施設の利活用を通じて水質浄化意識の高揚に努めます。

計画(素案)の入手方法

- ・県庁水環境保全課のホームページからダウンロードできるほか、県庁県民参画協働課、各総合事務所、日野振興センター及び県立図書館及び各市町村役場でも閲覧できます。

ホームページアドレス: <https://www.pref.tottori.lg.jp/mizutaiki/00.htm>

- ・郵送をご希望される方は、下記の問い合わせ先までご連絡ください。

応募方法

- ・電子メール、郵送又はファクシミリでお寄せいただくか、意見箱への投函(上記県の機関)及び市町村役場窓口のいずれでも応募できます。
- ・提出される様式は自由ですが、このチラシもご利用になれます。

結果の公表

いただいたご意見への対応については、とりまとめてホームページ等で公表します。

《応募・問合せ先》

鳥取県生活環境部くらしの安心局水環境保全課(水環境担当)

郵送: 〒680-8570(所在地記載不要)

電話: 0857-26-7870

ファクシミリ: 0857-26-8194

電子メール: mizukankyouhozen@pref.tottori.lg.jp

ホームページ: <https://www.pref.tottori.lg.jp/mizutaiki/>

一定額以上の工事又は製造の請負契約の報告について

令和元年10月7日
生活環境部

【新規分】

主務課	工事名	工事場所	契約の相手方	契約金額	工期	契約年月日	入札方式
くらしの安心局 水環境保全課	天神浄化センター汚泥処理設備工事 その13(脱水設備改築)及び電気設 備工事その29(脱水設備改築)	東伯郡湯梨 浜町はわい 長瀬	株式会社クボタ中四国支社 支社長 森田 毅夫	(当初契約額) 414,700,000 (予定価格) 415,445,800	令和元年9月20日 ~令和3年1月29日	令和元年9月20日	制限付 一般競争入札 (1社)